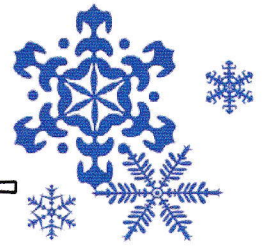


ご支援をお願いします



2020年1月

原発被害者訴訟原告団全国連絡会（げんげんれん）

2011年3月11日の原発事故から9年が過ぎた今もなお、福島県のみならず広く東日本各地の原発事故被害者が被害を訴えて闘っています。そのうち22原告団・13,000人が手を繋いだのがこの会です。

国と東京電力は原発事故の責任を認めよ

国や東京電力などは、安全神話を振りまき、備えもしなかった結果で起きた原発事故への反省もなく『原発事故は終わった、一部の人たちが騒いでいるから風評被害がなくなる』といい、裁判でも、『想定外の地震・津波による事故で防げなかった、事故の責任はない』などと主張しています。

しかし、既に言い渡された判決では、明確に東京電力の原発事故の責任を事実認定し、事故被害者への賠償を命じています。同時に国の責任を認める判決も多数出ています。

今後、今年4月までの札幌地裁、仙台高裁、東京高裁、東京地裁の判決では、国と東京電力双方の責任を更に重く認めされなければなりません。



被害の実態に見合った救済と賠償を

今まで出た判決では、国と東京電力の責任が認められたとしても、被害者の主張が十分認められたとは言えません。今後の判決や控訴審では、被害の実態に見合った救済と賠償を求めていきます。

住宅提供打切りは避難生活破壊 無償提供再開を



2017年3月には、帰宅困難区域を除く福島県全域の避難指示が解除され、国と福島県は避難者に対する避難住宅の無償提供を次々と打ち切りました。

深刻な放射能汚染の現状を無視し、被害者である避難者を事実上強制的に帰還させるものです。原発事故被害者に対する最低限の賠償として、避難住宅の無償提供の打ち切り方針は撤回させなければなりません。



全国の裁判勝利のために 傍聴で応援してください

(全国の判決・結審)

- 2月20日 生業訴訟結審 (仙台高裁)
- 3月10日 北海道訴訟判決 (札幌地裁)
- 3月12日 避難者訴訟判決 (仙台高裁)
- 3月17日 小高に生きる訴訟判決 (東京高裁)
- 4月15日(予定) 阿武隈訴訟判決 (東京地裁)
- 4月21日 群馬訴訟結審 (東京高裁)
- 4月or5月 千葉訴訟結審 (東京高裁)
- 6月24日 九州訴訟判決 (福岡地裁)



国と東京電力が真相究明も被害回復もしないことに世論が批判の矢を向ければ、被害者切り捨ての施策を改めなければならなくなります。

裁判の勝利のために、この国の未来の安全のために、みなさんの力をお貸しください。



***** 支援カンパのお願い *****

全国の原告団が話し合い、団結するための旅費負担が、私たちの活動を制約しています。遠方から会議に出席する原告団代表が、旅費の心配をせずに加われるよう、カンパでの支援をお願いいたします。

カンパ送金先 ゆうちょ銀行 原発訴訟全国連 記号 18210 番号 38239811